

静岡大学事業継続計画 (BCP)

国立大学法人静岡大学
令和6年3月

静岡大学事業継続計画（BCP）目次

I	定義・効果・非常時優先業務	1
1	事業継続計画（BCP）の定義	
2	事業継続計画（BCP）策定の効果	
3	非常時優先業務	
II	基本方針・目標	3
1	静岡大学事業継続計画（BCP）策定に係る基本方針	
2	本計画策定の目標	
III	被害想定・発動基準	3
1	想定する災害	
2	想定する被害	
	（1）静岡県における被害想定	
	（2）本学における被害想定	
3	本計画の発動基準	
IV	災害時の対応体制・安否確認	7
1	非常災害対策本部及び浜松地区非常災害対策連絡本部	
	（1）設置基準	
	（2）本部組織	
	（3）所管内容・会議の開催	
2	自主防災隊	
	（1）設置基準	
	（2）組織及び業務	
3	通信手段	
4	安否確認	
V	非常時優先業務（別表参照）	15
1	本計画の対象となる非常時優先業務	
2	非常時優先業務一覧表の作成	
VI	非常参集体制	16
1	非常時参集の条件	
2	初動対応教職員	
VII	事前対策	18
1	ソフト面に関する対策	
2	ハード面に関する対策	
3	教育・研究に関する対策	
VIII	大学間の連携・協力	21
1	東海地区国立大学法人間の連携・協力	
IX	事業継続マネジメント（BCM）	22
1	事業継続マネジメント（BCM）の定義	
2	事業継続マネジメント（BCM）の推進	

別表1—災害時優先応急・復旧業務班別一覧表 省略

別表2—災害時優先通常業務一覧表 省略

I 定義・効果・非常時優先業務

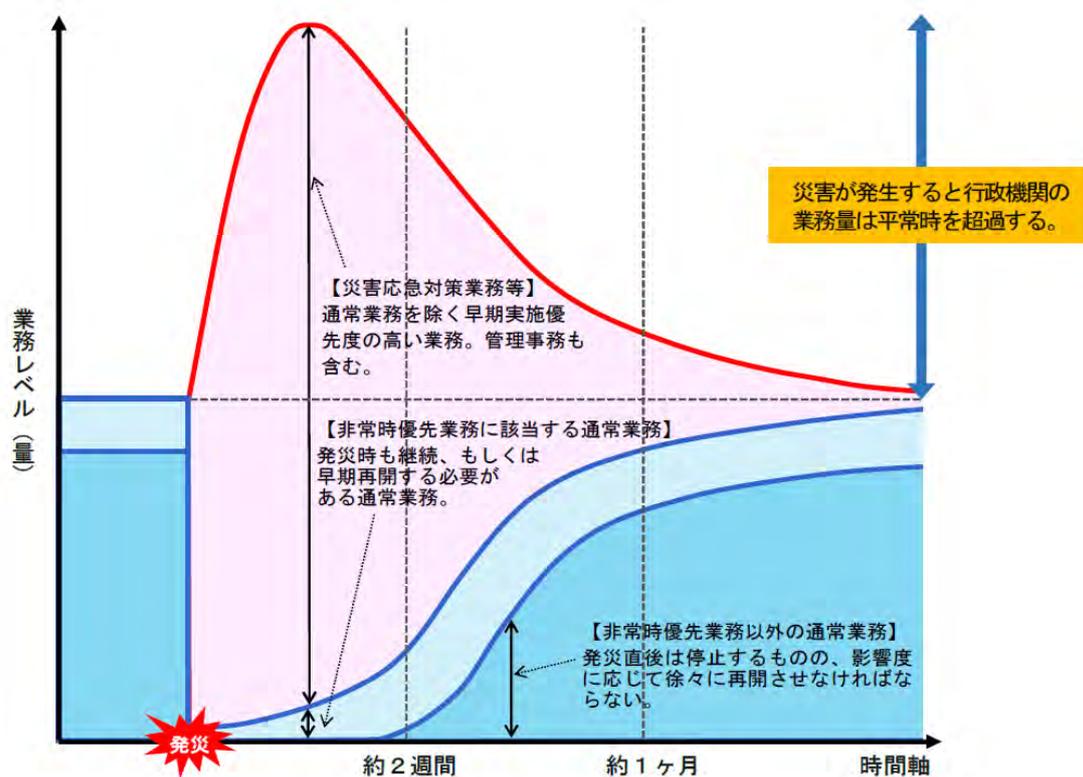
1 事業継続計画（BCP）の定義

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

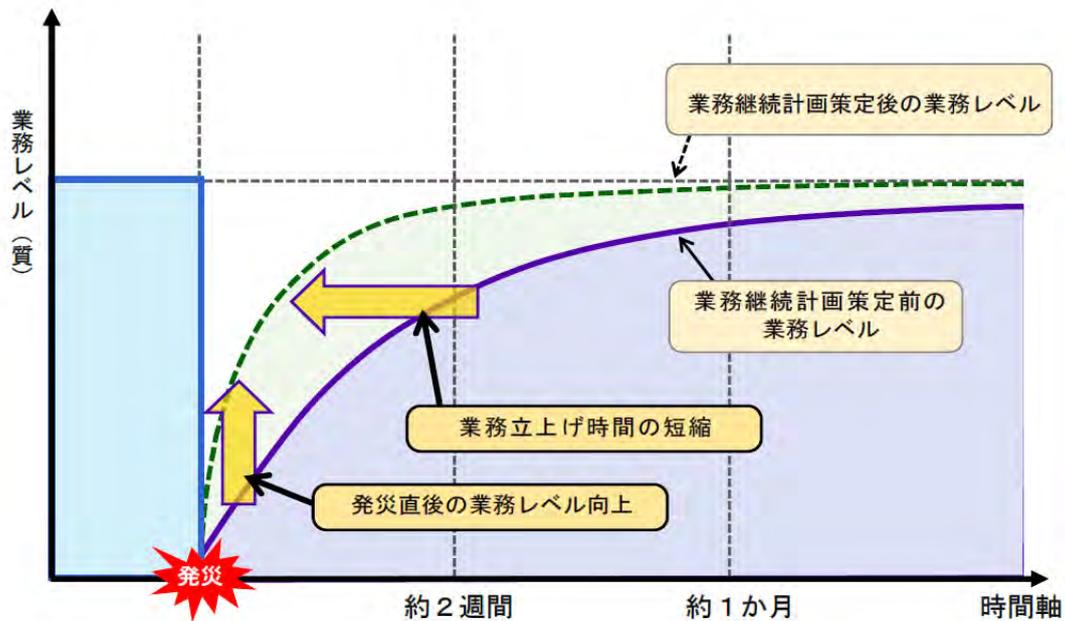
2 事業継続計画（BCP）策定の効果

事業継続とは、事業の中断をもたらす可能性がある様々な発生事象により、各組織の業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源（以下「業務資源」という。）の供給減少や、災害応急対策業務等の増加といった制約が生じた状況において、その業務資源の確保を図ることにより、非常時優先業務を継続、又は早期復旧を目指すことである。

事業継続計画（BCP）を策定することにより、災害への初期対応について定められている個別マニュアルでは明確になっていない非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、個別マニュアルを補完、又は相まって、災害発生直後の混乱が軽減され、事業の継続・復旧に向け早期により多くの非常時優先業務を実施できることとなる。



【図1 災害発生後の業務量】
(出典：内閣府 中央省庁業務継続ガイドライン 第3版)

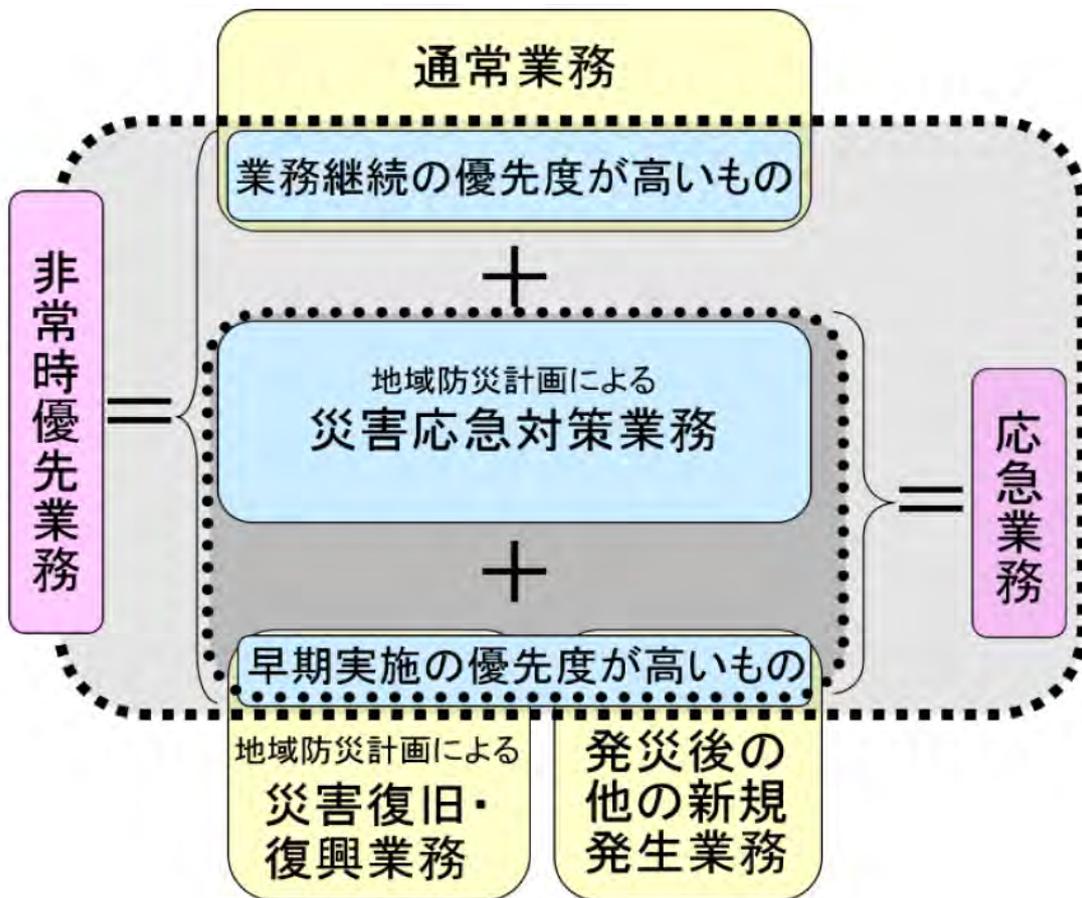


注) 組織によって、発災後の業務量・業務レベルは異なる。

【図2 業務継続計画の導入に伴う効果】
 (出典：内閣府 中央省庁業務継続ガイドライン 第3版)

3 非常時優先業務

大規模災害発生時であっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、事業継続の優先度の高い通常業務が対象となる。



【図3 非常時優先業務のイメージ】
 (出典：内閣府 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き)

Ⅱ 基本方針・目標

1 静岡大学事業継続計画（BCP）策定に係る基本方針

静岡大学事業継続計画（BCP）（以下「本計画」という。）は、災害発生時に、役員、教職員、学生、生徒、児童及び園児並びに本学において業務を行うことを認められた者（以下「構成員」という。）及び来訪者等の生命及び身体の安全確保を最優先するとともに、学内資産の保全、教育・研究等の継続又は速やかな再開・復旧を目指すことを基本方針として策定する。

2 本計画策定の目標

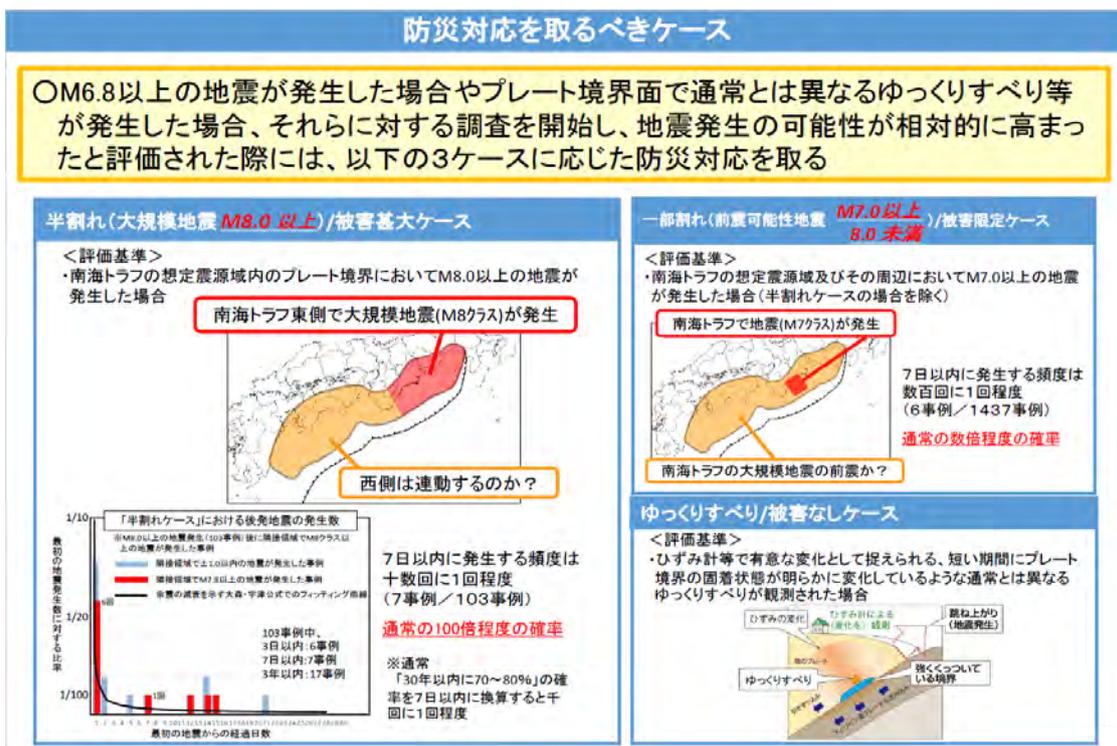
- ① 構成員・来訪者等の安全を確保する。
（例：安否確認、被害状況の把握）
- ② 教育環境を確保・維持する。
（例：授業時間の確保、単位認定、学位等の認定、推薦書、各種証明書等の発行）
- ③ 入学・卒業等に万全を期す。
（例：入学試験の準備・実施・合格発表、入学式（入園式）・卒業式（卒園式）・学位記授与式等の実施、進学・就職活動支援）
- ④ 研究環境を早期に復旧する。
（例：研究施設の復旧、研究資産データの喪失防止・復旧）

Ⅲ 被害想定・発動基準

1 想定する災害

本計画で想定する災害は地震災害とし、最大規模は南海トラフ地震「半割れケース（大規模地震）／被害甚大ケース（最大震度7）」とする。

南海トラフ地震においては、東側で大規模地震が発生した場合に本計画を発動することが想定されるが、西側で大規模地震が発生し、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合には、非常災害対策本部・浜松地区非常災害対策連絡本部を設置し、対応を検討することとなる。

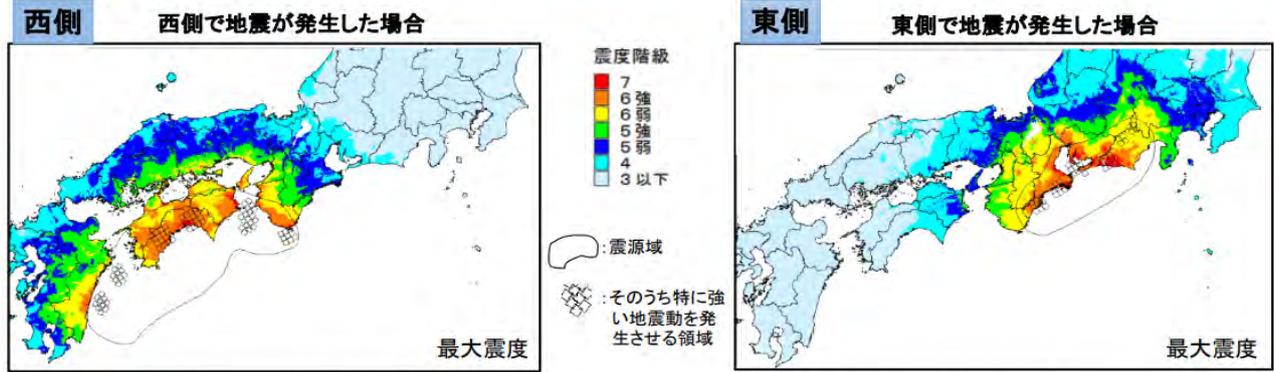


【半割れ(一部領域でM8クラス、被害発生)ケース】

地震動・津波の想定

～南海トラフの東西それぞれで最大クラスの地震・津波が発生した場合の例～

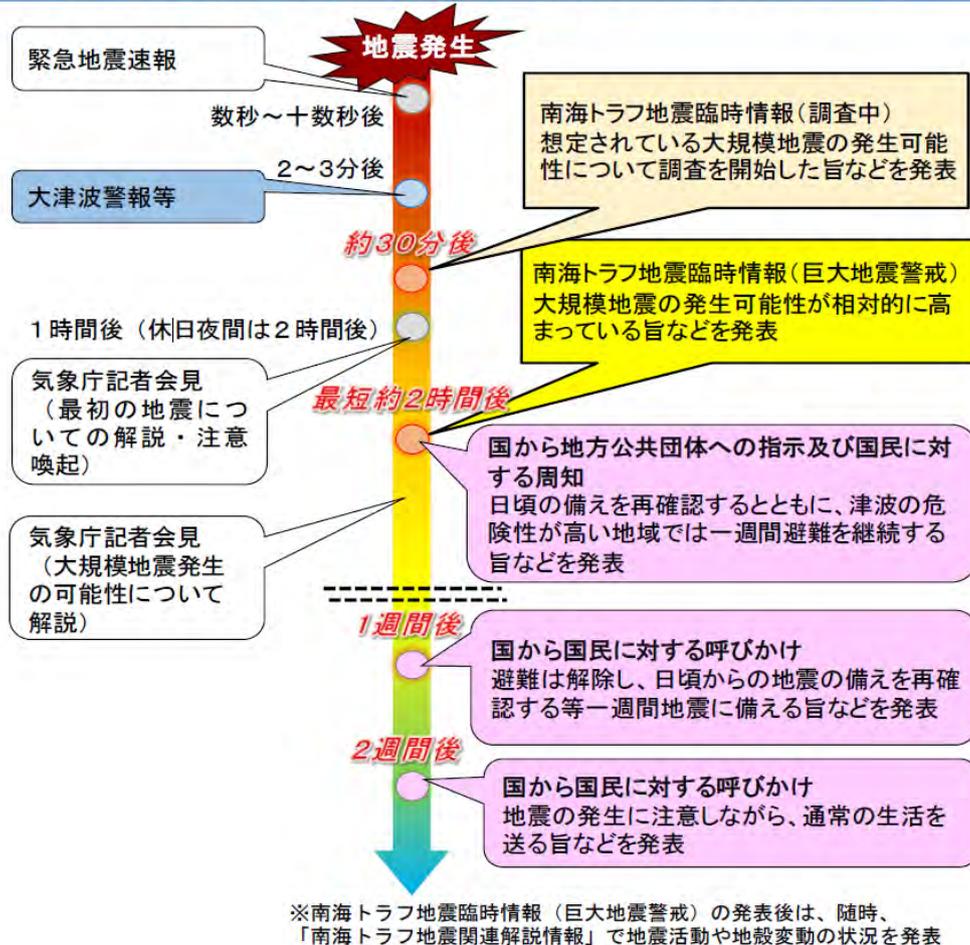
○ 大きな揺れは震源域付近にとどまる一方、大きな津波は広範囲に及ぶ



※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。

【図4-2 南海トラフ地震に関する説明図(地震動・津波の想定(津波想定図は除く))
(出典:内閣府 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン)

「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



【図4-3 南海トラフ地震に関する説明図(「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ)
(出典:内閣府 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン)

参考情報)マンガで解説!南海トラフ地震その日が来たら・・・(気象庁HP)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/nteq_manga/index.html

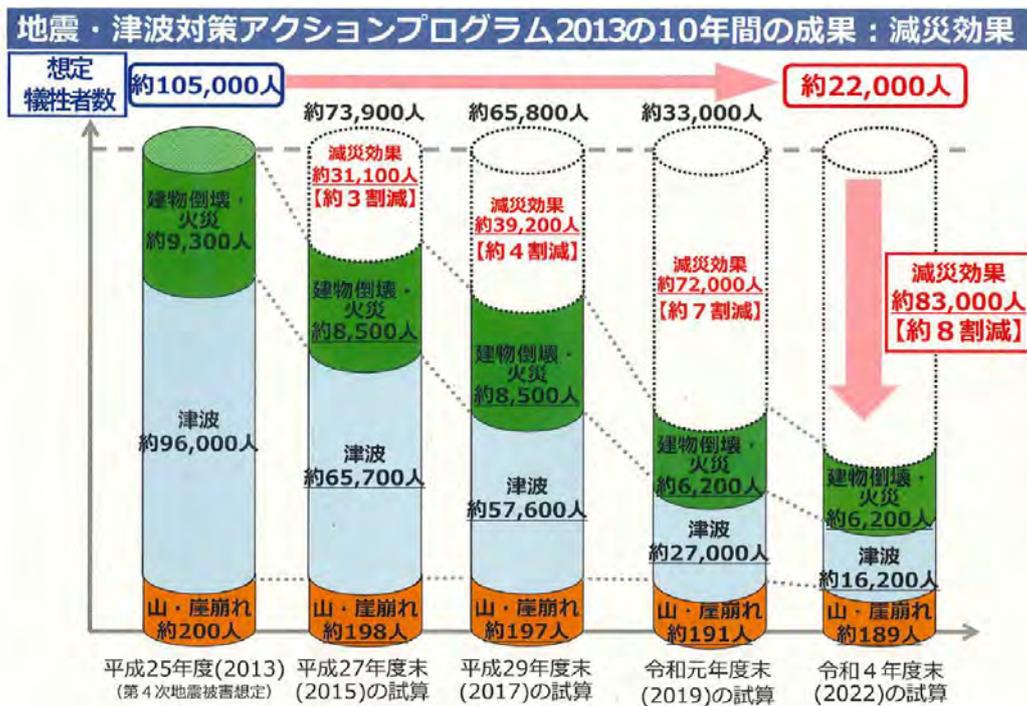
【「東側編」は西側で最大震度7の地震が発生し、臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後に、東側でも震度7の地震が発生するケース。「西側編」はその逆のケース。】

2 想定する被害

(1) 静岡県における被害想定

静岡県内の被害想定（犠牲者数）については、令和5年6月13日の県の発表によると、最大約2万2千人（冬・深夜／早期避難率低／予知なし）とされている。

ライフラインの被害想定については、図のとおりとなるが、このほか、バス、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われるとともに、災害の程度により復旧や運転再開までに相当の日数を要することも見込まれる（主要道路1週間以上、JR在来線・私鉄など1か月以上等）。



【図5 静岡県における想定犠牲者数の推移】
(出典：令和5年6月13日 静岡県発表資料)

ライフライン	状況
電力	発災直後は県内の需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱程度で停電が継続 応急復旧には、1週間程度が必要
電話	固定電話は、発災直後は県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま 応急復旧には、1～2週間程度が必要 携帯電話は、基地局の停波や停電の影響で発災1日後には県内全域で非常につながりにくい状態 応急復旧には、1～2週間程度が必要 上記以外に、発災直後から通話量の急激な増大により、電話がつながりにくい状態が発生
上水道	発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続 応急復旧には、4～6週間程度が必要
下水道	発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生 応急復旧には、2～5週間程度が必要
ガス	都市ガスは、発災直後の県内で7～8割程度が供給停止 応急復旧には、4～6週間程度が必要 LPガスは、発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後、早期の復旧が可能
エレベータ	震度4以上でほぼ全てのエレベーターが停止。電力復旧、点検後に使用が可能

※静岡県第4次地震被害想定～駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の場合

【図6 静岡県におけるライフライン支障等】

(出典：静岡県地域防災活動推進委員会 地域防災活動マニュアル 第5章 静岡県で想定されている地震)

(2) 本学における被害想定

本学における主な被害として、ライフライン・構内インフラの被害（静岡キャンパス、浜松キャンパス）を次のとおり想定している。

①電力

発災後停電する。その後、2週間以内を目途に各地区の受電室まで復旧する。キャンパス内の各建物へは、被害の状況に応じて順次復旧する。復旧困難場所（立入ができない建物や漏電が発生している建物など）を除いて、復旧には時間を要する。一部の学内電気設備における損傷の発生、及び安全確保や点検実施のため業務委託の電気主任技術者の判断、または電気事業者側の停電により、学内が停電のままとなる可能性がある。なお、停電時において災害時用発電機からの限られた供給系統は3日間使用可能。（ただし使用する負荷により、供給出来る時間は変わる。）

②ガス

緊急遮断弁が作動して、大元、枝管の都市ガスメータが停止する。ガス会社が大元ガスメータ（校外）を停止した場合、ガス会社が大元（校内）、枝管の都市ガスメータを順次復旧する。ガス会社の復旧には最長30日を要し、大元の復旧後に、構内で都市ガスの漏れがある場合は、ガス会社にて漏れ修繕を実施する。構内で都市ガスが復旧するまでは、数カ月を要する。

③水道

受水槽に設置してある緊急遮断弁が作動する。水漏れが発生していないかを確認して、緊急遮断弁を復旧する。

静岡キャンパス（井水）は、給水設備、井戸設備が故障していないか点検してから給水を開始する。

浜松キャンパス（市水）は、給水設備が故障していないか確認してから給水を開始する。供給できる期間は、高架水槽に溜まっている水のみとなる。また、浜松市から供給されている市水の復旧には、6週間程度を要する。

給水設備、井戸設備が故障していた場合は、修繕までに数週間から数カ月を要する。

④通信（電話・携帯電話）

災害発生後、一部の学内通信設備における損傷の発生、また停電や通信事業者における電話回線の輻輳と通信規制などにより、固定電話及び携帯電話いずれも利用できない状態となる。ただし、非常災害対策本部・浜松地区非常災害対策連絡本部の災害時優先電話については使用が可能。電話交換機にはバッテリーがあり、数時間は内線電話の使用が可能である状態を維持できる。その後、災害時用発電機の起動により電源が供給され、交換機に電気が送られる。発電機停止後は、電力復旧まで使用不可となる。

3 本計画の発動基準

静岡県中部又は西部で震度6弱以上の地震が発生し、非常災害対策本部を設置し被害状況を確認した結果、事業（業務）の通常な継続が困難になった（一部困難になった場合を含む）と学長が判断した場合に発動する。

Ⅳ 災害時の対応体制・安否確認

1 非常災害対策本部及び浜松地区非常災害対策連絡本部

(1) 設置基準

大規模な地震が発生した場合などに、次の基準により非常災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び浜松地区非常災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。ただし、静岡地区で設置不要の判断がされた場合でも、浜松地区で設置の判断がされた場合には静岡地区でも設置する。なお、学長が対策本部を直ちに設置できないときは、あらかじめ学長が定める順位による理事又は副学長が対策本部を直ちに設置する（連絡本部も同様）。

【勤務時間中】

地震の非常に大きな揺れを感じた場合、静岡地区においては学長、浜松地区においては学長が指名する理事又は副学長（以下「浜松地区理事等」という。）が、避難の必要があると判断した場合

【勤務時間外】

静岡市又は浜松市で、震度6弱以上の揺れが発生した場合

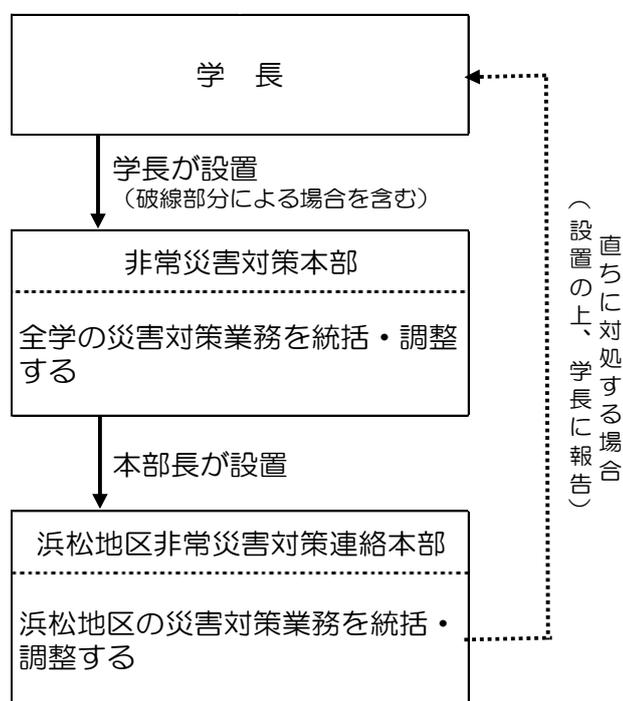
【南海トラフ地震】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合

参考）連絡本部の所管部局（自主防災規則第21条）：情報学部、工学部、大学院光医工学研究科、創造科学技術大学院、電子工学研究所、附属浜松中学校及び附属浜松小学校

(2) 本部組織

対策本部及び連絡本部の組織は次の図のとおりとなる。なお、各班の業務については別表1「災害時優先応急・復旧業務班別一覧表」として整理する。



【図7-1 非常災害対策本部の構成】
(自主防災規則及び静岡大学地震災害対応マニュアルを元に図として作成)

本部長（学長）・・・対策本部の統括

副本部長（理事）・・・本部長の補佐及び本部長に事故あるときの職務代行

①	理事（教育・附属学校園担当）	内線（ ）
②	理事（企画戦略・人事担当）	内線（ ）
③	理事（研究・社会産学連携・情報担当）	内線（ ）
④	理事（地域連携担当）	内線（ ）
⑤	理事（ワークライフバランス・リスク管理担当）	内線（ ）

本部員（副学長及び静岡キャンパスにおける防災管理者）・・・本部長の指示に基づく業務執行及び本部長・副本部長に事故あるときの職務代行

⑥	副学長（学生支援担当）	内線（ ）
⑦	副学長（リスク管理担当）	内線（ ）
⑧	副学長（ダイバシティ推進担当）	内線（ ）
⑨	副学長（総務・財務・施設担当）	内線（ ）
⑩	防災総合センター教員	内線（ ）
-	静岡キャンパスにおける防災管理者	内線（ ）

丸数字は本部長職務代行順位

対策班	責任者	主査	担当者
情報連絡班	総務部長	総務課長, 人事課長, 職員課長	総務課, 人事課, 職員課
学生対策班	副学長 (学生支援担当)	教務課長, 入試課長, 学生生活課長, 情報企画 課長, 国際課長	教務課, 入試課*, 学生生 活課, 地域連携推進課, 情 報企画課, 国際課, 情報基 盤センター, 共通教育棟に研究 室がある教職員, 共通教育 棟及び総合運動場におい て授業中の教員
施設対策班	施設課長		施設課, 情報基盤センター
救急衛生対策班	学生生活課 副課長	保健センター静岡支援室長	保健センター静岡支援室, 入試 課*, 就職支援室, 防災総 合センター, 安全衛生センター
設営給食班	財務施設部長	財務課長, 契約課長, 研 究協力課長, 監査室長	財務課, 契約課, 研究協力 課, 監査室
広報・記録班	企画部長	企画課長, 広報・基金課長	企画課, 広報・基金課

*受験生対策を必要としない時期は、救急衛生対策班を担当する。

【図7-1 非常災害対策本部の構成及び非常災害対策本部組織図】
(出典：静岡大学地震災害対応マニュアル)

連絡本部長・・・対策連絡本部の統括	
理事（研究・社会産学連携・情報担当）	内線（ ）
副本部長（理事）・・・連絡本部長の補佐及び連絡本部長に事故あるときの職務代行	
① 副学長（評価・浜松キャンパス総合調整担当）	内線（ ）
本部長（副学長及び静岡キャンパスにおける防災管理者）・・・本部長の指示に基づく業務執行及び本部長・副本部長に事故あるときの職務代行	
② 副学長（国際戦略担当）	内線（ ）
③ 浜松共同利用機器センター長	内線（ ）
④ 情報基盤センター長	内線（ ）
⑤ 附属図書館浜松分館長	内線（ ）
⑥ 浜松共同利用機器副センター長	内線（ ）
⑦ 安全衛生センター長	内線（ ）
⑧ 防災総合センター教員	内線（ ）
- 浜松キャンパスにおける防災管理者	内線（ ）

丸数字は本部長職務代行順位

対策班	責任者	主査	担当者
情報連絡班	浜松キャンパス 事務部長	浜松総務課長	浜松総務課, 調達管理課, 図書館情報課
学生対策班	浜松教務課長	浜松学生支援課長	浜松教務課, 浜松学生支 援課
施設対策班	施設課副課長		施設課, 情報基盤センター
救急衛生対策 班	浜松学生支援課 副課長	保健センター浜松支援室長	保健センター浜松支援室, 安全衛生センター
設営給食班	調達管理課	産学連携支援課長	調達管理課, 産学連携支 援課, 技術部
記録班	浜松総務課 副課長		浜松総務課, 調達管理課

【図7-2 浜松地区非常災害対策連絡本部組織図】
 (出典：静岡大学地震災害対応マニュアル)

(3) 所管内容・会議の開催

対策本部及び連絡本部では、被害情報の収集・共有・分析、重要施策の方針の決定、総合調整等を実施すると共に学内外に向け情報を的確に発信する。そのためには迅速な意思決定が必要となるため、あらかじめ地震被害で想定される内容を次のとおり整理し、会議開催時は、この内容を基本とする（対策本部にあっては全学分を取り扱い、連絡本部にあってはその所管部局分に限る）。時間的制約がある場合には、危機管理上、至急対策本部長・連絡本部長の判断を仰ぐ必要のあるもの、人道的に重要であるものや対外的に影響度の高いもの（人命にかかわること、行方不明者、火災、危険物など対外的に影響度の高いもの）を優先的に取り扱うと共に、さらにその緊急性に鑑み会議を開催することなく対策本部長・連絡本部長が決定した内容などは次回会議にて報告する。

なお、被災時の状況にもよるが第1回会議の開催は発災後3時間以内を目指す。以降の開催は学長又は浜松地区理事等の判断となるが、対応策などの情報が前後しないよう全学的な意思疎通・情報の共有を図る。

1) 報告事項

- 教職員・学生等の安否（不明者の状況含む）、犠牲者・重傷者等の状況
- 学内の被災状況（建物・設備・ライフライン・ネットワーク・情報システム、災害用備蓄物資）
- 学外の被災状況（周辺地域・ライフライン・公共交通機関）
- 被災内容への対応状況、教職員・学生等への対応状況
- 建物の応急危険度判定結果及び措置の内容
- 大学主催イベント・式典・学事日程等の実施状況
- 大学構内への避難者（帰宅困難者を含む）の状況

2) 検討事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）への対応方針
- 安否不明者への対応方針
- 報告のあった被害への対応方針
- 大学主催イベント・式典・学事日程等の実施可否
- マスコミへの対応方針、発表内容
- 緊急ホームページの設置
- 各部局等の被害状況に応じた支援（余剰・不足人員（自主防災隊間を含む）の調整）
- 外部者の受け入れ・外部者からの要請に係る判断
- 文部科学省・地方公共団体等への対応
- 国立大学法人間（東海地区8国立大学法人間の協定内容を含む）の支援・受援事項の調整
- 地域社会との連携、支援の方針
- 救援物資・ボランティア等受援計画の策定
- その他の懸案事項等への対応

2 自主防災隊

(1) 設置基準

各部局等における自主防災隊は、対策本部・連絡本部の設置に合わせて設置する。

(2) 組織及び業務

各部局等自主防災隊の組織及び業務については、次の図のとおりとなる。

構成		任務
隊長	消防隊長を充てる	隊の総括を行う
副隊長	消防副隊長を充てる	隊長を補佐し、隊長に事故ある時は、その任務を行う
通報連絡班	消防隊通報連絡班に相当する組織等を充てる	対策本部又は事務局関係部署への報告・連絡を行うとともに被害状況の調査等にあたる
避難誘導班	消防隊避難誘導班に相当する組織を充てる	避難者の避難誘導にあたる
消火班	消防隊消火班に相当する組織を充てる	初期消火にあたる
工作班	消防隊工作班に相当する組織を充てる	電気・ガス等危険物の安全措置、その他必要に応じ消火班の活動を容易にするための各種工作にあたる
警戒班	消防隊警戒班に相当する組織を充てる	重要物件の確保、その他警備・警戒にあたる その他必要に応じ公設消防隊の誘導にあたる
救護班	消防隊救護班に相当する組織を充てる	負傷者の救急・救護措置にあたる
設営班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難所の設営・管理にあたる
情報収集班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	教職員・学生・生徒等の安否確認、関係機関の情報収集にあたる
給食班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難に際しての給食活動にあたる
調整班	消防隊各班を適宜充てるほか、その他所属教職員を充てる	避難に際しての関係諸機関・団体等との調整にあたる
放射線班	消防隊放射線班に相当する組織等を充てる	放射性汚染に対する予防、その他の措置にあたる

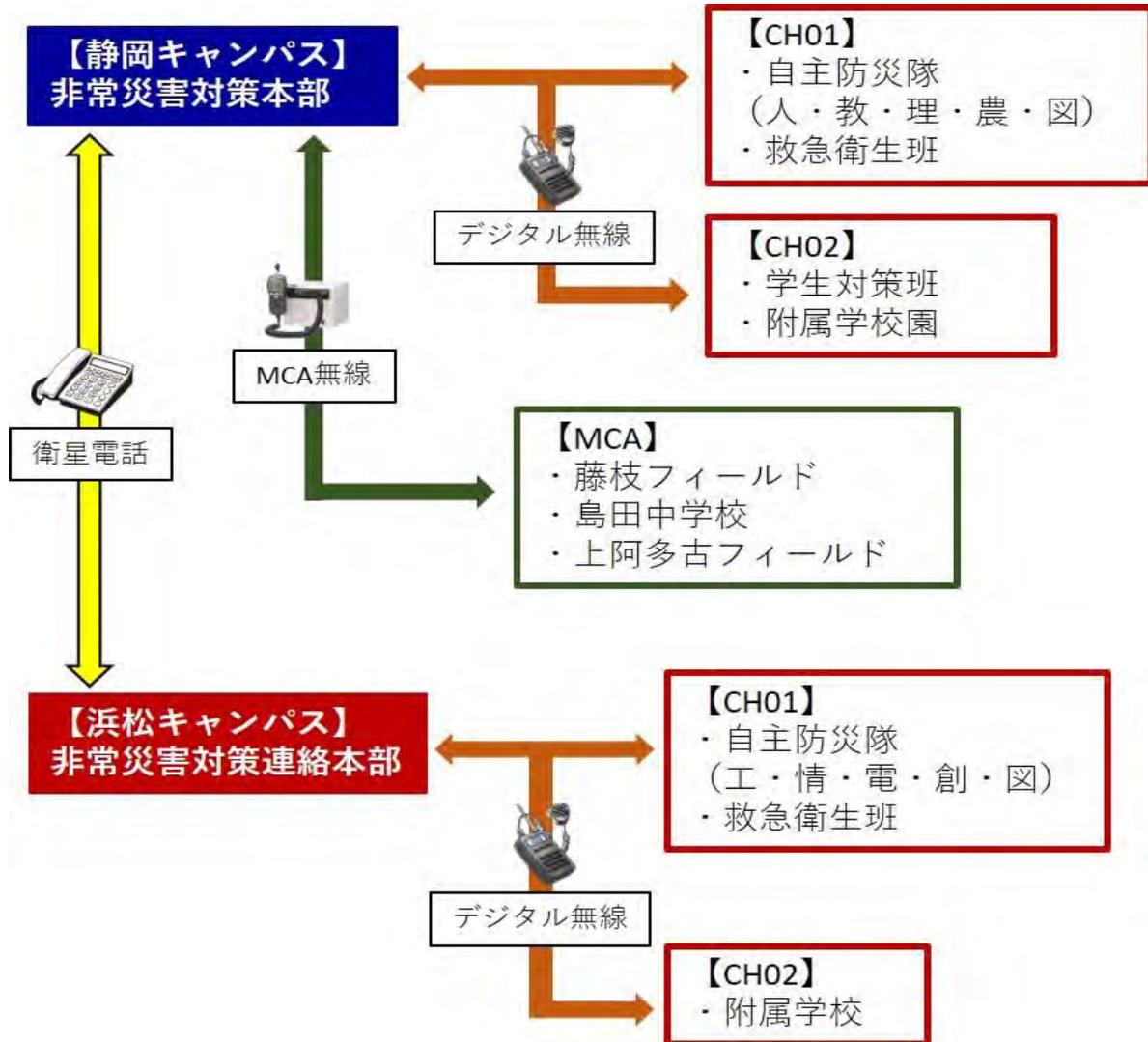
(注) 自主防災隊は、地震災害が同時多発性であることを念頭におき、この基準に基づき、各班の活動が機能的に発揮できるよう各部局の実態に応じて整理統合して編成する。

【図8 自主防災隊編成基準図】
(出典：静岡大学地震災害対応マニュアル)

3 通信手段

対策本部・連絡本部設置時の学内の連絡体制・通信手段は次の図のとおりとなる。通信状況により、これによることが難しい場合、キャンパス内においては人的資源による意思疎通などの代替手段を採る。このほか、構成員等への連絡（災害情報や避難情報、被災状況や対応状況）については、本学ウェブサイトにて行うほか、安否情報システム（ANPIC）（以下、「ANPIC」という。）掲示板機能（掲示の上、登録者にメールで通知）の活用も検討する。

なお、東部サテライトへの通信機器の設置を予定している。



【図9 非常災害対策本部との連絡体制図】
(出典：静岡大学地震災害対応マニュアル)

4 安否確認

静岡県若しくは隣接県で震度5弱以上又は国内で震度7を観測した地震等が発生した場合、安否情報システム(ANPIC)から入力を促すメールが自動配信されるため、メール受信後、直ちに自身の安否情報を入力する(ただし、少なくとも避難などにより、安全を確保した後に行う)。

なお、「静岡大学安否情報システムを用いた学生及び教職員の安否確認に関する要項」により、ANPICによる対象者へのメール配信後、安否が確認できない者は、全学責任者(防災対策委員会委員長)の判断により、部局責任者を通じ、学生は関係委員会及び指導教員に、教職員は事務職員に安否の確認を指示することとなるが、その集約結果については、ANPIC部局管理権限者(部局長及び所管課長・事務長)が、代理報告機能を活用し安否情報を登録(手順は図を参照)することとし、ANPICに情報を集約させることにより、人的被害情報の共有化を図る。

なお、同要項により、ANPICに登録された安否情報は次のとおり取りまとめ・報告することとなっている。

総務課長：教職員等→対策本部

教務課長：学生→対策本部及び副学長(学生支援担当)

浜松総務課長：浜松地区における教職員等→連絡本部

浜松教務課長：浜松地区における学生→連絡本部

* 浜松地区の情報は取りまとめた結果を対策本部に報告する。

* 対策本部・連絡本部設置時において、ANPICに登録のない生徒、児童、園児等の安否確認は学生対策班にて行うこととなっている。

ANPICにおける代理報告手順

- ① 管理権限者（部局長等及び所管課長・事務長等）がANPICにログイン後、メニューから「安否一覧」を選択すると安否情報を管理する者の一覧が表示されます。
- ② 代理報告したい者を選択（複数可）します。なお、一覧の表示方法として「本人の安否」欄でのソートが可能であり「-」と表示されている者が安否情報未登録の状態となります。
- ③ 「代理報告」を選択します。

- ④ 代理報告画面にて、選択した者の安否状況を選択・入力し、「OK」を選択します。

- ⑤ 代理報告した安否情報が反映されます。

氏名	氏名 (よみ)	ログインID	所属組織	グループ	本人の安否	現在地	コメント	代理報告者	報告時刻
<input type="checkbox"/>									
<input type="checkbox"/>	浜松花子	はままつはなこ	AAAAAAA	〇〇学部>教員	-	-			
<input checked="" type="checkbox"/>	静岡一郎	しずおかいちろう	BBBBBBBB	〇〇学部>職員	無事	自宅		浜松花子	2023/11/28 11:36
<input checked="" type="checkbox"/>	富士太郎	ふじたろう	CCCCCCCC	〇〇学部>非常勤教職員	無事	自宅		浜松花子	2023/11/28 11:36

【図 1 0 ANPICにおける代理報告手順】

V 非常時優先業務

1 本計画の対象となる非常時優先業務

本計画の対象となる非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務となる対策本部・連絡本部の業務をまとめた別表1「災害時優先応急・復旧業務班別一覧表」及び、事業継続における優先度の高い通常業務として、各課・室の業務をまとめた別表2「災害時優先通常業務一覧表」（以下「非常時優先業務一覧表」という。）として整理し、業務の内容が別表1と別表2で重複する場合には、別表1の業務として取り扱う。

本計画を発動した際には、別表1の業務を優先し、別表2の業務はそれに影響を与えない範囲で優先度に応じ順次再開する。また、非常時優先業務の遂行に注力の上、確実かつ優先的に実施することとし、非常時優先業務以外の通常業務については可能な限り休止・縮小し、その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次、再開を目指すものとする。実際の被害が想定よりも小規模であれば、本計画の一部は実行する必要がなくなるほか、目標時間を前倒しするなどの対応も可能となる。

2 非常時優先業務一覧表の作成

全ての業務を洗い出し、構成員の安全確保又は大学の教育・研究機能への影響度を評価し、継続すべき業務の抽出を行う。本計画における非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間を経て業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間として発災後1か月間（以下「対象期間」という。）を目途とするほか、以下の内容に留意して作成する。

○別表2の作成にあたっては、繁忙期を想定する。

○発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかの目標時間（以下「業務開始目標時間」という。）及び、完了時点や業務の効果が概ね行き渡る時点の目標時間（以下「業務完了目標時間」という。）についても設定する。なお、業務完了目標時間の目途が立てられない場合には、対象期間内の完了を目指すものとする。おって、特に業務開始目標時間は、発災の時間帯等により左右されるため、あくまで目安であり、業務の優先順位を明確にすることが重要である。

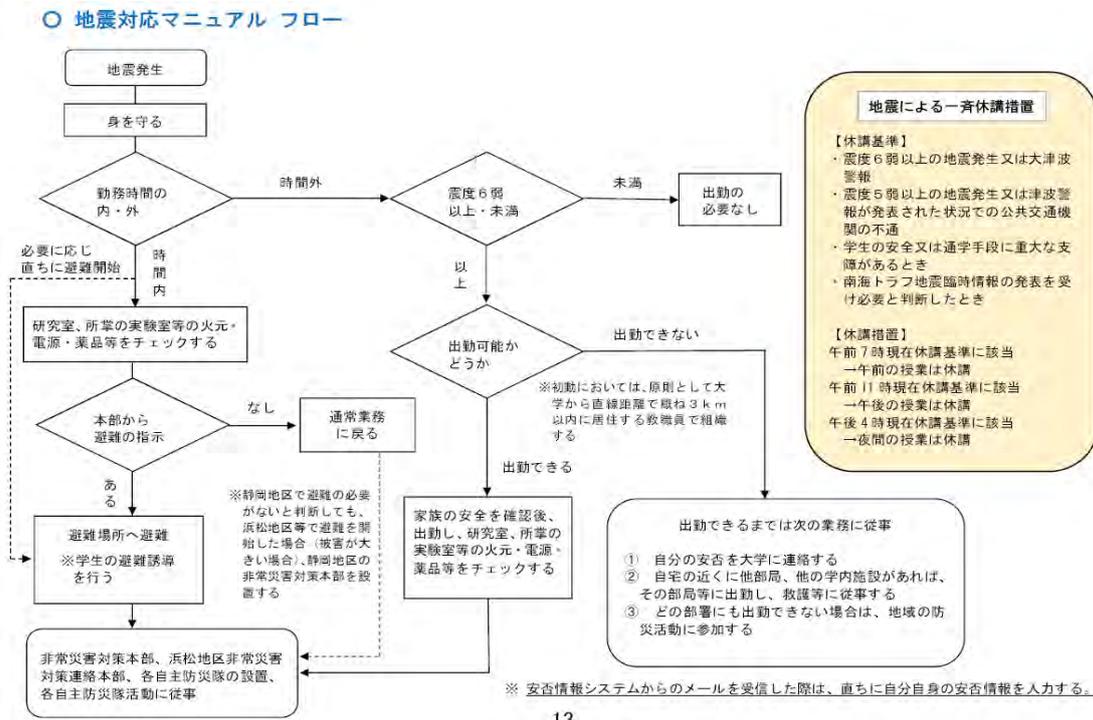
○非常時優先業務一覧表は、継続して訓練や見直しなどを行うことで実効性を検証し、改善を図る。

Ⅵ 非常参集体制

1 非常時参集の条件

勤務時間外に、静岡市又は浜松市（勤務地）で震度6弱以上の揺れが発生したと報道があった場合には、家庭の安全を確認した後、参集する。公共交通機関の運行停止や道路へのがれきの散乱等が想定されるため、参集に当たっては徒歩が基本となるが、本人の安全確保のため、夜間・悪天候など危険が伴う状況では無理な移動は行わない。その他参集に係る支障要因の例として、本人又は家族の負傷、育児・介護、遠方への外出（出張・旅行等を含む）などにより参集できない教職員が出るのが想定される。

なお、公共交通機関の運行停止などにより所属部局に出勤不可能な者は、出勤できるまでの間の業務として、自宅の近くの他部局・他の学内施設（他キャンパス、附属学校、学生寮、国際交流会館等）に出勤し、救護等に従事する。自宅近くに他部局・他の学内施設がなく、どの部署にも出勤できない者は、その地域の防災活動に参加する。この場合、可能な方法により所属組織にその旨を必ず連絡すると共に公共交通機関の回復状況等を随時確認しつつ、大学からの連絡が受け取れるようにする。



【図1-1 初動体制を含む非常時参集基準】
 (出典：事象別危機管理マニュアル地震対応マニュアル)

2 初動対応教職員

原則として大学から直線距離で概ね3km以内に居住する教職員（以下、「初動対応教職員」という。）にて初動対応する。なお、本計画策定手続き時の初動対応教職員数は図のとおりである。

静岡キャンパス

非常災害対策本部

部署名		職員数	初動対応職員数
総務部	総務課(次長を含む)	11	3
	人事課	10	2
	職員課	9	5
	広報・基金課	4	0
企画部	企画課(部長を含む)	10	5
	情報企画課	7	5
財務施設部	財務課(部長を含む)	15	5
	契約課	11	3
	施設課	14	6
学務部	教務課(部長を含む)	11	5
	入試課	5	2
	学生生活課	10	4
	国際課	6	2
	地域連携推進課	7	4
	就職支援室	2	0
学術情報部	研究協力課(部長を含む)	10	5
監査室		1	1
計		143	57

自主防災隊等（非常災害対策本部構成員で上表以外の者を含む）

部局等名	教職員数	初動対応教職員数
学術情報部 図書館情報課	10	5
人文社会科学部	89	41
教育学部	108	50
理学部	79	42
農学部	66	36
上記以外の組織	77	33
計	429	207

※教員の所属は領域にて判断した。

静岡キャンパス合計

教職員数	初動対応教職員数
572	264

浜松キャンパス

浜松地区非常災害対策連絡本部

部署名		職員数	初動対応職員数
財務施設部	調達管理課	12	3
	施設課	1	0
学術情報部	図書館情報課	3	3
	産学連携支援課	6	2
浜松キャンパス事務部	浜松総務課(部長を含む)	13	4
	浜松教務課	12	4
	浜松学生支援課	6	2
	浜松就職支援室	1	1
計		54	19

自主防災隊等（浜松地区非常災害対策連絡本部構成員で上表以外の者を含む）

部局等名	教職員数	初動対応教職員数
情報学部	65	39
工学部	171	116
上記以外の組織	62	29
計	298	184

※教員の所属は領域にて判断した。

浜松キャンパス合計

教職員数	初動対応教職員数
352	203

【図12 初動対応教職員数表】
(令和5年11月1日現在、策定手続き時の参考データ)

Ⅶ 事前対策

1 ソフト面に関する対策

○対策本部・連絡本部

静岡地区にあっては共通教育A棟5階大会議室を、浜松地区にあってはS-Port3階会議室を設置場所としており、施設対策班による応急危険度判定（両地区とも実施順位は1番目の建物）により使用可能と判断された場合に設置する。静岡地区にあっては、過去に地盤の安定性等を勘察して、事務局棟5階大会議室から現在の場所に変更している。また、現在の設置場所が使用できなくなった場合の代替場所についても、通信機器の整備等が必要となるものの検討を進めている。なお、いずれの地区にあっては、静岡大学自主防災規則に定める本部長や副本部長が不在のとき又は事故あるときの職務代行者の順位について明確に定めた上、「静岡大学地震災害対応マニュアル」に記載している。

○構内及び地区間等の警報（指示）の伝達

対策本部・連絡本部からの指示は、電話、インターネットが復旧するまでは、非常用一斉放送設備、各部局に配備している無線機（デジタル簡易無線、MCA無線）又はマンパワーによる伝達（伝令）によるものとし、静岡地区と浜松地区間は衛星電話を使用する。なお、無線機及び衛星電話については全学一斉地震防災訓練及び通信訓練（基本毎月）で使用し実効性を保っており、訓練時に不通や繋がりにくいなどの状況があった場合には、修理等を行っているほか、より有効性の高い機器への更新も検討している。

○避難場所

各部局等の避難場所や幹線避難経路等をまとめた防災地図を作成し、本学ウェブサイトに掲載することで周知を図るとともに、学生・教職員に配付している静岡大学防災ポケットマニュアルにも記載している。

○安否の確認

安否確認システム（ANPIC）により、静岡県もしくは隣接県で震度5弱以上または国内で震度7を観測した場合にシステムから自動的にメールを配信の上、役員・教職員・学生の安否の確認を行う。ANPICでの安否報告は、電話やメールより災害時には強いと言われているWebを使用しており、災害時に利用できる可能性は高く、また、システム稼動サーバーを海外に設置しているため、国内の震災でサーバーに影響が生じることはない。ANPICに登録のない生徒・児童・園児の安否確認については対策本部・連絡本部設置時には学生対策班が行うこととなっている。

○帰宅困難者対策・備蓄品の整備

全学一斉地震防災訓練での帰宅困難者への対応訓練にて各自主防災隊において滞在可能施設をアナウンスしているほか、収容人数を含んだ滞在可能施設の一覧を全学に周知している。また、防災用備蓄（保存食・保存水）については、現員数の半数を帰宅困難者と見込み、1人あたり3日分を全学で計画的に確保・更新していることに加え、各部局等においても備蓄している。その他全学として防寒保温シート、防災用毛布、シュラフ、女性用品、簡易トイレなどを保管し、計画的に更新している。

○防災ポケットマニュアル

2023年度版には両キャンパス防災地図、学生の地震発生時の初動マニュアル、非常持出品、帰宅判断基準、地震防災対応マニュアル・ANPICのQRコード、災害用伝言ダイヤル171など被災時に有用な情報が記載され、名刺サイズ・折り畳み式で作成の上、役員・教職員・学生に配付し携行を促すとともに、本学ウェブサイトにも掲載している。

○災害対応資機材

災害発生時に対応できるように、防災倉庫に資機材（発電機、折り畳みリヤカー、拡声器、工具、ライト・投光器、担架、油圧式ジャッキ、バール、浄水装置、ロープ、ヘルメットなど）を保管している。また、全学管理の防災倉庫は複数あるため「どこに、何が、どれだけ」保管してあるかの把握に努めている。その他各局で管理している資機材もある。

○教育・訓練・啓発

災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、南海トラフ地震（震度7規模）を想定した全学一斉地震防災訓練（対策本部・連絡本部設置を想定した各班毎の訓練を含む）を実施しているほか、地震防災WEBセミナーの実施、防災ポケットマニュアルの配付、地震災害への対応関係資料を本学ウェブサイト上の1か所にまとめて掲載し周知を図るなど、教育・啓発にも取り組んでいる、

○附属学校園における地震災害への対応

附属学校園毎の個別マニュアルにより、防災訓練等を含んだ平常時の管理体制、地震発生時、災害対策本部（准ずる組織を含む）を設置しての対応・安否確認・学校種独自の対応としての生徒等の留め置き・保護者への引き渡し等の体制・方法などが定められている。

○地方公共団体との連携・協力

本学では静岡キャンパス、浜松キャンパス、教育学部附属静岡小・中学校、島田中学校、特別支援学校において、避難地・避難所（福祉避難所を含む）として各地方公共団体と協定・覚書を締結し、地震発生時には、必要に応じ避難地として、また、地方公共団体からの要請に応じ避難所の設置対応等を行うこととなっており、対策本部・連絡本部では設営給食班を中心に対応する他、各附属学校園においても個別マニュアルなどで対応を定めている。

2 ハード面に関する対策

○建物の耐震化

施設・設備の耐震化については、浜松キャンパス及び各附属学校園の耐震化率は100%、静岡キャンパスの耐震化率は98.6%となっている。

○非構造部材の耐震化

本学の大学施設（附属学校除く）では、静岡キャンパス、浜松キャンパス、小鹿団地（学生寮）、蜷塚団地（学生寮）において多数の学生、研究者が日常的に使用する建物の室面積が200㎡超または天井高さが6m超の部屋、及びすべての建物の建物外部について、学校設置者（専門家）として3年毎に施設パトロール（点検）をしている。

また、附属学校施設においても同様に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」により、「大学管理者（専門家）＝施設課」としての点検を3年毎に実施している。〔但し、「学校が行う点検」は、これとは別に毎年定期的に各附属学校にて実施する。〕

これらの点検チェックにて、是正の必要が生じた場合には、一覧表にまとめ、緊急性に応じ早急な修繕や計画に盛り込む等の判断を行い、適正な施設の維持管理をしている。

3 教育・研究に関する対策

○授業の休講・再開

地震による授業の休講は「自然災害等による一斉休講措置のガイドライン」により休講基準・キャンパス毎の判断者・周知方法等が定められており、授業中に地震が発生した際の初動対応については「地震対応ガイドライン」に定められている。

再開については、対策本部・連絡本部設置時には学生対策班の授業対策の業務として、授業の再開についての学内での連絡調整及び授業再開のスケジュール等についての教員と学生への伝達を行うこととなっている。

○入学・卒業対策

地震発生時における入学・卒業の措置についての定めは設けていないが、入試については、「地震対策について(個別学力検査)」により、個別学力検査試験前又は当日に注意情報・予知情報が発令された場合は、対策本部の指示に従うものとなっているほか、試験中に地震が発生した場合には、試験実施本部にて各試験場の被害状況を調査・確認の上、事後措置を決定し、措置の内容を速やかに各試験場本部へ連絡する体制を取っている。また、対策本部設置時(受験生対策を必要とする時期)には、学生対策班の受験生対策の業務として、入学試験会場、実施日時等についての学内の連絡調整及び入試会場変更等についての受験生への伝達を行うこととなっている。

卒業に関しては、対策本部での業務としては、それ自体に対応する内容はないものの授業対策の業務として、学業成績の認定方法等についての学内での連絡調整を行うこととなっており、その他卒業に向けて、卒業判定、学位記の発送や諸証明の発行等に柔軟な運用が必要となる。

○研究環境全般

毎年度全学一斉地震防災訓練時に、R I 関係、化学薬品等、実験器具、実験装置、機械・設備を保有する教員を対象に、安全措置対応徹底の訓練として、「安全措置対応報告書」を作成し、関係学生等と同報告書の内容を共有・適切な指導を行うことにより、地震発生時に適切な対応が取れるようにしている。

また、地震災害対応マニュアルにより、地震発生時の対応について次のように定めている。

- ・装置の停止、火源・熱源の遮断、冷却水等の供給を停止するとともに、ガラス器具類の破損・落下防止措置を行う。都市ガス、水道の元栓を閉じる。
- ・使用中の薬品・R I は、薬品棚・薬品保管庫・R I 貯蔵室に戻す。
- ・高圧ガスボンベの転倒防止措置を確認し、元バルブを完全に閉める。
- ・機械・設備を停止し、適切な安全措置を行う。

その他、各研究環境で使用している機器・薬品等を所管している以下規則等や、その他内規等に沿い、事前対策及び発災時(緊急時)の対応をとる。

- ・静岡大学遺伝子組換え実験安全管理規則
- ・静岡大学放射線障害予防規則
- ・静岡大学教育研究用エックス線装置等エックス線障害防止規則
- ・静岡大学核燃料物質管理等規則
- ・静岡大学動物実験規則
- ・国立大学法人静岡大学教職員労働安全衛生管理規程
- ・国立大学法人静岡大学毒物及び劇物取扱要項

Ⅷ 大学間の連携・協力

1 東海地区国立大学法人間の連携・協力

「東海地区国立大学法人の大規模災害対応に関する協定書」については、平成29年6月に東海地区の8国立大学法人（岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学及び三重大学。以下「8大学」という。）間で、南海トラフの地震等、東海地区の広域が被災する大規模な自然災害等を主に想定し、8大学が相互に連携・協力して十分な事前準備と迅速かつ確かな対応を行うことにより、大学への災害の影響を減らし、教育研究活動等の継続・復旧を推進するとともに、地域社会の減災並びに復旧・復興に寄与することを目的として締結している。平常時の相互協力に加え、災害時には、被災直後の緊急対応においては各大学が自律的に対応することを基本としつつ、次のとおり連携・協力項目が定められている。

「東海地区国立大学法人の大規模災害対応に関する協定書」抜粋

第3条（災害時の連携・協力）

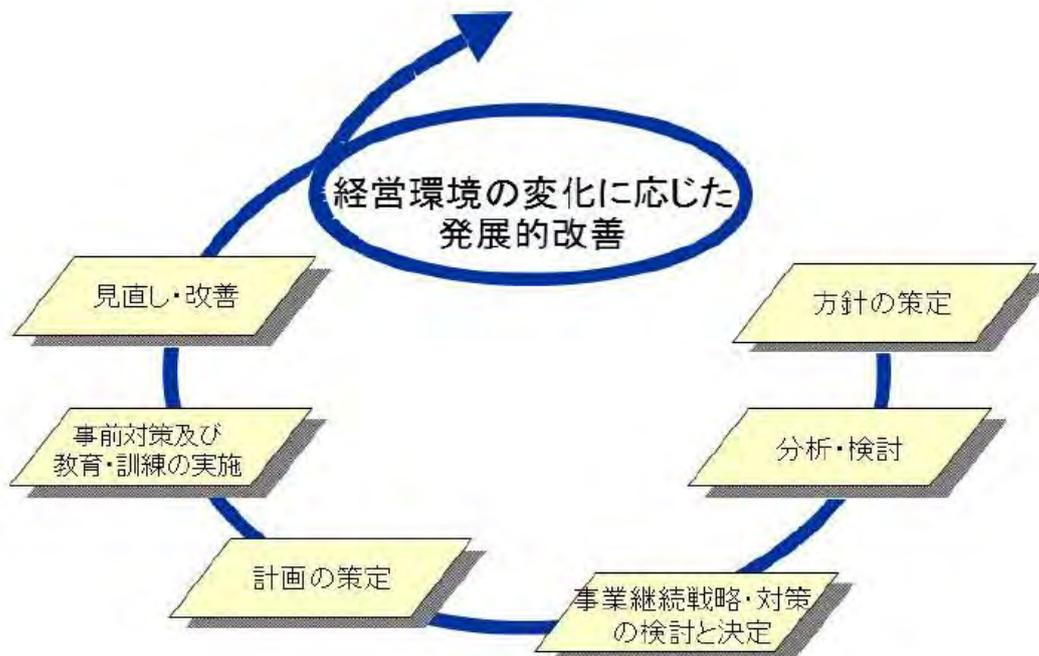
- （1）被災情報の共有に基づく窓口の設置並びに、国立大学協会本部・他支部大学、文部科学省及び中部圏戦略会議、自治体等の関連機関との連絡調整
- （2）災害対応及び教育研究活動等の継続・復旧のために必要な教職員の派遣等
- （3）災害対応及び教育研究活動等の継続・復旧のために必要な物資、機材、施設等の提供
- （4）その他第1条の目的達成のために必要と認める事項

なお、主に復旧過程において、時期や内容は各大学の被災状況の緊急度や支援可能な項目により調整することが前提となるが、関係資料により、上記を想定した事例として、（2）施設（大学建物の被災状況の確認や復旧のために、応急危険度判定の技術を持つ職員）・財務等の専門的な対応が可能な職員の派遣（3）研究教育に必須の物品や機材等の共有、入試等の対応のための施設の利用、学生の研究・教育の受入れ等が挙げられており、近隣の大学で対応できない場合でも、他地域への支援要請や受け入れの調整を連携・協力して実施することとなっている。

Ⅸ 事業継続マネジメント（BCM）

1 事業継続マネジメント（BCM）の定義

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動を事業継続マネジメント（Business Continuity Management、BCM）と呼ぶ。



【図13 事業継続の取組の流れ】
(出典：内閣府 事業継続ガイドライン)

2 本学における事業継続マネジメント（BCM）の推進

平常時の本計画の点検や改善の推進体制のもと、防災対策を踏まえた教育訓練を計画的に実施するとともに、人事異動や組織改編、大学・附属学校園の周辺環境の変化に応じ、あるいは事前対策の実施結果等に応じた定期的な点検・維持管理及び継続的改善を実施する。その際、本学が抱える脆弱性や課題に対して新たに実施すべき事前対策や対応手順、対応体制の改善の必要性も明らかとなるため、これらを着実に実施に移していく必要がある。

なお、BCMは危機管理委員会において推進するとともに、防災に関する全学的な施策等を審議する防災対策委員会において定める、主に初動・応急の体制等との連続性も意識して発展的改善を図っていく。